

# 答 申 書

令和2年度  
岡崎市特別職報酬等審議会

令和2年12月21日

岡崎市長 中根康浩様

岡崎市特別職報酬等審議会

会長 大林市郎

特別職の報酬等の額について

令和2年12月10日付けで諮問のあった特別職の報酬等の額について、多角的な観点から協議検討を行い、慎重に協議した結果、次のとおり答申します。

記

1 市長及び副市長の給料の月額

区分	改定額	現行の給料月額
市長	据置き	1,122,000円
副市長	据置き	942,000円

2 議長、副議長及び議員の議員報酬の月額

区分	改定額	現行の給料月額
議長	据置き	740,000円
副議長	据置き	672,000円
議員	据置き	617,000円

### 3 審議経過

現在猛威を振るっている新型コロナウイルスは、社会経済に甚大なる影響をもたらし、未曾有の「災害」に匹敵する事態となっている。

今回の審議では、市中の民間事業者や労働者の中には、新型コロナウイルスの影響により所得が減少しているという声もあるため、その状況を即時に反映させることが望ましいとの意見もあったが、当審議会においては、これまで他中核市の動向及び比較、国家公務員（指定職）の給与改定状況、本市の財政力指数等の推移といった客観的なデータに基づいて判断を行ってきた事実がある。

また、このコロナ禍が、本市の財政状況に対して短期及び長期的にどの程度影響するのかは不透明であり、今回の審議に当たってもどのように判断すべきかについては困難を極めるものであった。

市の財政においては、減収等により大変厳しいものとなることが予想されているものの、こうしたことを踏まえて、慎重に検討を重ねた結果、今年度の国の人事院勧告が一般職の給料水準を据置きとしたこと、平成 20 年度に生じたリーマンショックの際は結論を据置き、翌年度に再度の諮問を受け審議したこと等を考慮し、翌年度に再度の審議を行うことを前提にした上で、今回は市長及び副市長の給料の月額並びに議長、副議長及び議員の議員報酬の月額ともに「据置き」が妥当と判断した。

#### (1) 市長及び副市長の給料の月額

審議経過を踏まえ、前回答申から 2 年の間に、一般職の給料月額が人事院勧告に伴い平成31年が0.09%増、令和 2 年が据置きとなったことから一般職の増額分が0.09%と軽微であり、今後の新型コロナウイルスの影響も見通せないことから、市長及び副市長の給料の月額については、「据置き」とする。

## (2) 議長、副議長及び議員の議員報酬の月額

議長、副議長及び議員の議員報酬の月額については、現在、中核市の平均水準に達しており、平成 31 年及び令和 2 年の 2 年間の一般職に関する人事院勧告に伴う増額分が 0.09%と軽微であり、今後の新型コロナウイルスの影響も見通せないことから、「据置き」とする。

## 4 おわりに

中核市岡崎の最高責任者として市政を預かる市長、副市長や、市民の代表であり、かつ行政をチェックする立場にある議長、副議長、議員の果たすべき役割、職責は極めて重大である。今般の新型コロナウイルスへの対応においては、双方の職責を全うして市民生活の安全安心を守り、感染症対策と経済対策を両立させ、市勢発展のため、限られた経営資源の中で慎重な行政運営をし、今後も市民の負託と期待に応えていくことが望まれる。

今回の新型コロナウイルスへの対応でも明らかとなったように、市の行政運営を担う市長の職務と責任は大変重要なものであり、自治体の最高責任者としての高度な判断と強い統率力が要求される。このため、外的な要因について不透明な中であっても市長及び副市長の現在の給料水準は、その重要な職責に比べれば決して高くないという従前の考え方については異論がないことが確認された。

また、議員においても、コロナ禍における住民の声を把握し、平常時以上に活動することが望まれる中で、兼業しなくても議員活動に支障が出ないような報酬水準を確保することはもちろんのこと、将来の有為な人材確保の面からも報酬水準を大きく削減するようなことはすべきではないといった意見が挙げられた。

当審議会においては、現段階では、市長及び副市長の給料の月額並びに議長、副議長及び議員の議員報酬の月額ともに据置きが妥当であると判断したものであるが、この結論は、経済情勢の影響等を確認した上で、改めて審議する必要

があると考えた結果であるため、次年度に改めて諮問していただくことをお願いする。

なお、11月市議会臨時会において当審議会により答申された金額を尊重するという意見をいただき、当審議会が意義深いものであることを再認識するとともに、改めて重い責任を担っていると感じている。今後も様々な角度から給料及び報酬水準について検討し、適切な水準を示していきたい。ただし、当審議会においては、従来より市長及び副市長の給料の月額並びに議長、副議長及び議員の議員報酬の月額が職責に見合っているか否かを審議するものであり、他の自治体で取られている新型コロナウイルスの感染拡大を受けて厳しい財政運営の中で行われる期間を定めて一時的に給与及び報酬を減額することの是非については、市長と議会がそれぞれ判断し、その上で協議して行うべきであることも再確認した。